

# 第 4 8 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 2 年 1 1 月 2 0 日 (金)

午前 9 時 3 0 分

と ころ 第 2 委 員 会 室

## 付 議 事 項

### 1 令和 2 年 第 4 回 ( 1 2 月 ) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 早期議決議案について

(2) 会期案について

1 1 月 2 5 日 (水) から 1 2 月 1 5 日 (火) までの 2 1 日 間

議 案 件 名 . . . **資 料 1**

(3) 議席の指定 . . . **資 料 2**

(4) 常任委員会の所管事務調査報告について

産業建設常任委員会の所管事務調査報告を 1 2 月 定 例 会 初 日 の 1 1 月 2 5 日 に 行 う。

(5) 請願書の取扱いについて . . . **資 料 3**

- ・ 年金の毎月支給への改善に関する意見書の提出を求める請願
- ・ 高泊地区における保育所の確保についての請願書

(6) 議事日程案について . . . **資 料 4**

(7) 陳情・要望書等の取扱いについて . . . **資 料 5**

- ・ 令和 3 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い
- ・ 住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書
- ・ 地域建設産業の再生に関する要請書
- ・ 令和 3 年度税制改正に関する提言について

### 2 山陽小野田市議会基本条例の検証について

### 3 広聴特別委員会からの申入書について . . . **資 料 6**

### 4 モニターの意見について . . . **資 料 7**

### 5 その他

全 員 協 議 会 の 開 催 日 1 1 月 2 5 日 (水) 午 前 9 時 3 0 分 議 運 決 定 事 項

## 令和 2 年第 4 回（1 2 月）定例会議案名

## ● 市長提出議案（議案 3 5 件）

## ○総務文教常任委員会所管（6 件）

- (1) 議案第 1 1 7 号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (2) 議案第 1 1 8 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (3) 議案第 1 1 9 号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (4) 議案第 1 2 0 号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (5) 議案第 1 2 9 号 山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について (選挙)
- (6) 議案第 1 3 7 号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について (社会教育)

## ○民生福祉常任委員会所管（1 3 件）

- (1) 議案第 1 0 6 号 令和 2 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について (国保)
- (2) 議案第 1 0 8 号 令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について (高齢)
- (3) 議案第 1 1 0 号 令和 2 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について (国保)
- (4) 議案第 1 0 7 号 令和 2 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について (国保)
- (5) 議案第 1 0 9 号 令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 4 回）について (高齢)

- (6) 議案第 1 1 1 号 令和 2 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第 2 回）について (国保)
- (7) 議案第 1 1 5 号 令和 2 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算  
（第 2 回）について (病院)
- (8) 議案第 1 2 1 号 山陽小野田市立サッカー交流公園条例の制定について  
(文ス)
- (9) 議案第 1 2 2 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整理に関する条例の制定について (高齢／国保)
- (10) 議案第 1 2 3 号 山陽小野田市笑顔でところをつなぐ手話言語条例の  
制定について (障害)
- (11) 議案第 1 3 0 号 山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定  
について (障害)
- (12) 議案第 1 3 1 号 山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定  
について (社福)
- (13) 議案第 1 3 2 号 山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について  
(子育て)

○産業建設常任委員会所管（14件）

- (1) 議案第 1 1 3 号 令和 2 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計  
補正予算（第 2 回）について (公営)
- (2) 議案第 1 1 6 号 令和 2 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算  
（第 1 回）について (下水)
- (3) 議案第 1 0 5 号 令和 2 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算  
（第 1 回）について (都計)
- (4) 議案第 1 1 2 号 令和 2 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補  
正予算（第 2 回）について (農林)
- (5) 議案第 1 1 4 号 令和 2 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計  
補正予算（第 3 回）について (公営)
- (6) 議案第 1 2 4 号 山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の  
制定について (商工)

- (7) 議案第 1 2 5 号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について (商工)
- (8) 議案第 1 2 6 号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について (下水)
- (9) 議案第 1 2 7 号 山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について (下水)
- (10) 議案第 1 2 8 号 山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について (下水)
- (11) 議案第 1 3 3 号 小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について (都計)
- (12) 議案第 1 3 4 号 小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について (都計)
- (13) 議案第 1 3 5 号 山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について (都計)
- (14) 議案第 1 3 6 号 江汐公園の指定管理者の指定について (都計)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (2 件)

- (1) 議案第 1 0 3 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 1 4 回) について (財政)
- (2) 議案第 1 0 4 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 1 5 回) について (財政)

# 議席表

17 藤岡 修美	18 長谷川 知司	19 恒松 恵子	20 大井 淳一朗	21 矢田 松夫	22 小野 泰		
----------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	---------------	--	--

6 宮本 政志	7 森山 喜久	8 高松 秀樹	9 中岡 英二	
---------------	---------------	---------------	---------------	--

16 水 津 治
15 奥 良 秀
14 松尾 数則
13 杉本 保喜
12 中村 博行
11 笹木 慶之
10 岡 山 明

5 河野 朋子
4 吉永 美子
3 伊 場 勇
2 山田 伸幸
1 河崎 平男

2020年9月8日

山陽小野田市議会議長

小野 泰 様

全日本年金者組合山口県本部

山陽小野田支部 支部長 笠井 哲夫

## 年金の毎月支給への改善に関する意見書の提出を求める請願

## 請願趣旨

わが国の公的年金の支給は偶数月の2ヶ月毎の後払いです。

高齢者・年金受給者にとって年金は殆ど唯一の収入であり生活費の柱です。家賃・公共料金、医療・介護をはじめ公的な保険料など多くの支払いは月単位です。賃金は2ヶ月に1度、後払いで支払うことは許されていません。このように社会的な標準規範は月単位で暮らしています。

高齢者の多くが低年金であり2ヶ月毎の支給では家計管理がうまくいかなることがあります。毎月支給になれば、その矛盾も少なくなります。特に低年金の場合は、くらしの切実さから後先を考えずに消費してしまう傾向があります。家計管理の上からも毎月支給がはるかに合理性を持っています。一方毎月支給になれば、計画的な買い物ができるようになり、大型店だけでなく、地域経済にもプラスになることは必至です。

本来 高齢者は安心してくらししていける年金を求めています。平均的支給月額4万4千円程度の国民年金で1ヶ月生活する困難さから、全額国庫負担の最低保障年金制度の一日も早い実現が求められています。

貴議会として政府に対し下記事項に係わる意見書を採択されるよう請願いたします。

## 請願事項

- 1、年金は 隔月支給でなく、毎月支給へ改善を図るよう国に意見書を提出して下さい。

紹介議員 山田 伸幸



連絡先 全日本年金者組合・山口県本部

山陽小野田支部 支部長 笠井 哲夫 電話 83-8158

## 年金の毎月支給への改善に関する意見書（案）

わが国の公的年金の支給は偶数月の2ヶ月毎の後払いです。

高齢者・年金受給者にとって年金は殆ど唯一の収入であり生活費の柱です。家賃・公共料金、医療・介護をはじめ公的な保険料など多くの支払いは月単位です。賃金は2ヶ月に1度、後払いで支払うことは許されていません。このように社会的な標準規範は月単位で暮らしています。

高齢者の多くが低年金であり2ヶ月毎の支給では家計管理がうまくいかなくなることがあります。毎月支給になれば、その矛盾も少なくなります。特に低年金の場合は、くらしの切実さから後先を考えずに消費してしまう傾向があります。家計管理の上からも、毎月支給がはるかに合理性を持っています。一方毎月支給になれば、計画的な買い物ができるようになり、地域経済にもプラスになります。

本来 高齢者は安心してくらししていける年金を求めています。平均的支給月額4万4千円程度の国民年金で1ヶ月生活する困難さから、全額国庫負担の最低保障年金制度の一日も早い実現が求められています。

以上のように、年金受給者の実態に即し年金支給を毎月支給するよう意見書を提出します。

令和 2 年 10 月 29 日

山陽小野田市議会議員 小野 泰 様

請願者代表

住所 山陽小野田市大字西高泊 1942-1

氏名 浜田 翔子

紹介議員

藤岡 修美

印

高泊地区における保育所の確保についての請願書

要旨

この度、高泊地区の唯一の保育所である西福寺保育園の責任者より、令和3年度をもって閉園予定であるとの説明がありました。西福寺保育園では60名の園児が伸び伸びと過ごし、成長過程に則した遊び、知育、食育や様々な活動など、保育士の先生方からきめ細かい保育を受けてきました。西福寺保育園には、二世帯、三世帯に渡り子どもを預けている家庭も多く、それだけ地域からの信頼が厚い保育園であったと言えます。卒園後は高泊小学校に入学する園児が過半数を占めていることから、小学校への入学も不安がなく、高泊地区にある保育所として約65年もの間、保護者にとって安心して子どもを預け、働きに出ることができる場所として存在し続けていました。しかし、その西福寺保育園が閉園することになれば、高泊地区に保育所はなくなり、私たちは最悪の場合、仕事を辞めて子どもを養育せざるを得ません。また、子育て世代の減少により高泊地区が衰退していく可能性があります。以上の事により、高泊地区に子どもを預ける場所として、保育所の新設も含め、保育所の確保を要望いたします。

理由

1. 高泊地区に保育所がなくなることで、在園児の受け入れ先を探すことが困難である。
2. 山陽小野田市内の他の保育所や幼稚園では、自宅や職場から遠方な為、保育時間内に子どもを迎えに行くことができない。
3. 転園可能な場合であっても、子どもたちは環境の変化に混乱し、在園年数が少ないことによって新たな保育所での生活に適応できないまま卒園することになる。
4. 子どもに慣れ親しんだ環境下において継続して保育を受けさせたい。
5. 高泊校区に保育所がない場合、同じ小学校に引き続き就学する園児が少なく、在園時に築いた園児同士の関係性の継続が困難である。





## 令和 2 年第 4 回（1 2 月）定例会議事日程（案）

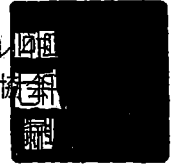
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
1 1	2 5	水	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議席の指定</li> <li>・諸般の報告（事務報告）</li> <li>・常任委員会の所管事務調査報告</li> <li>・議案 3 5 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</li> <li>・請願 2 件の委員会付託報告</li> </ul>
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・民生福祉常任委員会</li> </ul>
			委員会終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設常任委員会</li> </ul>
			委員会終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策分科会</li> </ul>
1 1	2 6	木		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事整理日</li> </ul>
1 1	2 7	金	午前 1 0 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> </ul>
			午後 1 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> </ul>
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> <li>理科大分科会</li> </ul>
			委員会終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策分科会</li> </ul>
1 1	2 8	土		休 会	
1 1	2 9	日		休 会	
1 1	3 0	月	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> <li>民生福祉分科会</li> </ul>
			午前 1 0 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> <li>総務文教分科会</li> </ul>
1 2	1	火	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> <li>産業建設分科会</li> </ul>

12	2	水		委員会	・予備日
12	3	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	4	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	5	土		休会	
12	6	日		休会	
12	7	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	8	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	9	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	10	木		休会	・議事整理日
12	11	金	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
12	12	土		休会	
12	13	日		休会	
12	14	月		休会	・議事整理日
12	15	火	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

令和 2 年 9 月 7 日

都道府県議会議長 様  
市区町村議会議長 様

千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル  
公益社団法人 日本理科教育振興協会  
会 長 大久保



## 令和 3 年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

すでに、小学校・中学校・高等学校ともに、新学習指導要領が告知されました。理科教育においては、益々、観察・実験が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。観察・実験重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

当協会の調査においても、小中高等学校の理科教育環境はまだまだ十分とは言えず、観察・実験の実践には、観察・実験設備器具の不足や老朽化、薬品や消耗材料の不足、実験準備・後片づけの時間など、現場の教師に係る負担が多い等の指摘が挙げられています。学校現場で最も困っていることとしては、8年連続、小中高ともに**観察・実験機器の不足**が挙げられています。

理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための予算ですが、補助をうける団体が総事業費の半分を負担する事業となっています。故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体と、そうでない自治体との地域格差も生じています。

つきましては、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- ・ 令和 3 年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします  
(理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取組みをお願いします)
- ・ 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします
- ・ 理科観察実験が十分に行える理科室等の場所の確保にもご留意ください
- ・ 実験支援員の配置にも十分にご留意をお願いします

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかかでしょうか。理科教育について、充実した観察・実験授業を児童・生徒に体験させることができているでしょうか。使用できない古い機器が、たくさん理科室に残っていませんか。消耗予算は足りていますか。実験するに際して、先生は準備や後片づけはできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

(今年度調査を踏まえ、別紙【「観察・実験」こそ理科教育の基本です】パンフをご参照ください)

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。



### 本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎  
〒100-0052 千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル 4F  
TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japse.or.jp

令和2年10月13日

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

要請者 山口市維新公園2丁目1-10

山口県建設労働組合(建設山口)

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 青木 操

## 住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書

地域経済の慢性的低迷に回復の兆しが見えない今日、地域経済の活性化は喫緊の課題といえます。このような状況の下、地域産業全体の活性化に即効性を持ち、地域循環型の経済効果として大きな効力を発揮する「住宅リフォーム助成制度」が全国の自治体で大きく広がりつつあります。

建設産業は雇用創出効果も高く、また、建築・修繕などの工事に伴い家具・備品の購入にもつながるなど、他産業を含めて裾野の広い経済効果が見込める分野です。特に、地元の建設業者を活用することで、その効果は直接的に地域経済につながってきます。

また、住宅リフォームの推進は、地域経済の活性化に大きくつながるだけでなく、既存住宅の耐震性・耐久性の向上につながり、市民の安全・安心な生活を営む上で、住環境の質の向上も図ることにもつながります。更に、省エネ・省CO2対策としての効果も期待できます。

貴市におかれましては、平成21年度から継続して制度を創設頂き、地域住民の住宅の質の向上につながるとともに、地元建設業者を活用することで地域経済にも大きな効力を発揮したものとと思われます。

つきましては、今後も市民の住環境の質の向上と地域経済を活性化させるため、下記の項目について実現されますよう、要請いたします。

### 記

1. 令和3年度以降も地元の建設業者を活用した「住宅リフォーム助成制度」を継続してください。



# 山口県内「住宅リフォーム助成制度」年度別状況

## (1) 令和元年度 創設自治体・・・7市1町(9月現在)

○山陽小野田市    ○美祢市    ○山口市    ○長門市  
○防府市    ○萩市    ○阿武町    ●光市

## (2) 年度別創設状況・・・下記のとおり

△・・・請願採択    ▲・・・陳情採択    ●・・・別制度

自治体	担当支部	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度
下関市	下関										
	豊浦				○	○	—	—	—	—	—
宇部市	宇部	○	○	○	○	—	—	—	○	○	—
山陽小野田市	小野田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美祢市	美祢			○	○	○	○	○	○	○	○
山口市	山口										
	吉南		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阿東										
萩市	萩		3年計画								
	阿武		○	○	○	—	—	—	—	○	○
	見島		→								
長門市	長門		2年計画								
	長門		○	○	○	○	○	○	○	○	○
防府市	防府	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周南市	徳山		H24.2								
下松市	下松	△	○	○	—	—	—	—	—	—	—
光市	光		△	●	●	●	●	●	●	●	●
柳井市	柳井			○	○	○	—	—	—	—	—
岩国市	岩国			○	○	—	—	—	—	—	—
阿武町	阿武				○	○	○	○	○	○	○
田布施町	熊毛南	▲									
上関町	柳井										
平生町	熊毛南	▲	○	○	○	—	—	—	—	—	—
周防大島町	柳井		→								
			○	○	○	○	—	—	—	—	—
和木町	岩国										
制度創設自治体数		2市	8市 2町	12市 2町	10市 3町	8市 2町	7市 1町	6市 1町	7市 1町	8市 1町	7市 1町

\*光市●は、平成24年度からエコライフ補助金制度(複層ガラス・二重サッシ等へ補助)

# 令和2年度 山口県内の住宅リフォーム助成制度一覧

■創設自治体 8市1町

■令和2年度予算総額(2億4,200万円)

(8月本部把握分)

	市 町	募 集 期 間 (助成額)	予 算 額	担当課連絡先
1	宇部市	5月1日～3月10日まで※予算の範囲内 ※健康・省エネ住宅に資する改修工事 (工事費の10%、上限は10万円)	2,000万円	宇部市都市整備部建築指導課 Tel.0836-34-8434
2	長門市	4月1日～予算の範囲内 ※断熱リフォーム工事に限定 (工事費の20%、上限は50万円)	(地域商品券) 1,450万円	長門市建設部建築住宅課 Tel.0837-23-1149
3	山口市	6月1日～8月31日まで※予算の範囲内 ※6月1日以降に着工する工事に限る (工事費の10%上限は20万円、子育て世帯は25%上限30万円)	(地域商品券) 1億5,000万円	山口市ふるさと産業課 Tel.083-934-2719
4	防府市	4月22日～予算範囲内 (工事費の5%、上限は10万円)	(地域商品券) 3,000万円	防府市商工振興課商工振興係 Tel.0835-25-2147
5	光市	<b>エコライフ補助金</b> 4月15日～ 予算範囲内 ※太陽熱利用システム、LED照明設備、複層ガラスに限る	600万円	光市環境政策課環境政策係 Tel.0833-72-1465
6	美祢市	5月31日～予算範囲内 (工事費の10%、上限は10万円)	(地域商品券 及び農産品等) 250万円	美祢市建設経済部商工労働課 Tel.0837-52-5224
7	山陽小野田市	5月1日～1月19日※予算の範囲内 (工事費の10%、上限は7万円)	1,000万円	山陽小野田市建築住宅課 Tel.0836-82-1166
8	萩市	4月1日～9月30日まで※予算の範囲内 (工事費の10%上限は10万円、子育て世帯・三世帯同居近居はそれぞれ10%加算で加算上限額20万円、空き家リフォームは10%加算で加算上限20万円) (萩地域木材を10㎡以上使用する場合、その部分の費用に対して10%加算上限5万円) ※複数該当の場合、上限30万円	800万円	萩市建築課建築係 Tel.0838-25-3673
9	阿武町	4月1日～予算の範囲内 (工事費の10%上限は10万円)	100万円	阿武町土木建築課 Tel.08388-2-3112

※光市のエコライフ補助金制度もリフォーム助成制度として掲載。

※・山口市・防府市は前年度助成金利用者でも利用可。

・山陽小野田市は、1年の間を空ければ再び利用可。

・光市は同じ製品でなければ前年度助成金利用者でも利用可。

・長門市は申請後、5年度経過後は再び申請可能。

(過去の申請が、一般リフォームの申請のみの場合は申請可)

・宇部市、美祢市、阿武町は年度に関係なく1軒の住宅につき1度限りの利用。

～ 参 考 ～

平成27年度	・ ・ ・ ・ 県下全体予算総額	3億500万円
平成28年度	・ ・ ・ ・ 県下全体予算総額	1億8,300万円
平成29年度	・ ・ ・ ・ 県下全体予算総額	2億7,800万円
平成30年度	・ ・ ・ ・ 県下全体予算総額	2億7,300万円
令和元年度	・ ・ ・ ・ 県下全体予算総額	2億4,150万円

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

## 地域建設産業の再生に関する要請書



山口県建設労働組合（建設山口）

執行委員長 吉村

小野田支部長 青木

日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

安全な国土の維持形成や良好な生活環境を支える建設産業において、将来にわたる技能労働者の確保育成が重要な課題となっています。そのために、働き方改革の推進、建設業の担い手確保対策等を盛り込んだ公共工物品確法・建設業法・入契法の新・担い手3法改正、8年連続しての設計労務単価の引き上げや社会保険加入推進、建設キャリアアップシステム・建退共制度の普及・促進など、技能労働者の処遇改善にむけた国と業界をあげての取り組みが進められています。

しかし、技能労働者の賃金や社会保険加入の状況は若干の改善は見られるものの、依然として他産業との差は埋まらず、若年者が未来を託す産業となり得ていない実態にあります。建設業就業者の29歳以下の割合は若干改善されたものの55歳以上の割合は35%と高く、建設業を支えてきた高齢者層の「大量離職」が現実のものとなり、取り組みは急務です。

地域建設業の再生と未来のために、私たちは若者の入職促進、技術・技能の継承の取り組みを進めており、とりわけ技能労働者への適正な賃金確保と労働環境の改善をめざして、以下の項目について早急に実現されるよう要請いたします。

### 記

1. 公共工事設計労務単価が引き上げられたことに対応し、すべての建設労働者の賃金と下請事業者の法定福利費、国交省が示している雇用に伴い必要な経費約41%等、必要な諸経費を含む契約単価の引き上げ、適正な積算での発注等の施策をいっそう推進してください。
2. 「新・担い手3法」の具体化を進めてください。市発注工事における公正な元下関係・取引、適正な労働環境、法定福利費を適切に含んだ単価と賃金の支払いを確保してください。
3. 市発注の工事における建設労働者の賃金実態や就労環境を把握してください。
4. 社会保険加入推進にあたっては、「健保適用除外」制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入に留意してください。
5. 公契約条例を制定し、工事契約を介して受注関係者に一定額以上の賃金の支払いと適正な労働条件等の確保を求め、地域建設産業の発展、好循環を図ってください。
6. 適正な工期設定を推進し、週休2日の導入に必要な経費を適確に計上し、公共工事における働き方改革を進めてください。
7. 建設キャリアアップシステムの普及・促進を図ってください。現場ごとに建退共証紙の貼付実績報告書等を求め、現場従事者への証紙貼付実態の把握に努めてください。
8. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、現場対策等を講じてください。

# 公契約条例等における職種別最低賃金（最低報酬額）

類型	都道府県	自治体名	2015 国調人口 <small>(県条例がある場合は 市人口は除く合計)</small>	条例名	工事(2019年度)			業務委託 指定管理 (2019年度)
					設計労務単価	×比率	熟練者以外	
賃金条項が盛り込まれた条例	埼玉県	草加市	247,076	草加市公契約基本条例	埼玉県*	90%	-	940円
	埼玉県	越谷市	337,562	越谷市公契約条例	埼玉県	90%	1,314円	960円
	千葉県	野田市	153,609	野田市公契約条例	千葉県	85%		948~1620円
	千葉県	我孫子市	131,653	我孫子市公契約条例	千葉県*	80%	973円	898円
	東京都	千代田区	58,344	千代田区公契約条例	東京都	87%		1077~1762円
	東京都	目黒区	277,622	目黒区公契約条例	東京都	90%	1,322円	1,040円
	東京都	世田谷区	900,391	世田谷区公契約条例	東京都	85%	1,321円	1,070円
	東京都	渋谷区	224,815	渋谷区公契約条例	東京都	90%	1,019円	1,019円
	東京都	足立区	671,108	足立区公契約条例	東京都	90%	1,257円	1,030円
	東京都	日野市	186,283	日野市公契約条例	東京都	85%		-
	東京都	国分寺市	122,701	国分寺市公共調達条例	東京都	90%		1005~1016円
	東京都	多摩市	146,627	多摩市公契約条例	東京都*	90%	1,045円	1018~1300円
	神奈川県	川崎市	1,475,300	川崎市契約条例	神奈川県	91%		1,025円
	神奈川県	相模原市	720,914	相模原市公契約条例	神奈川県	90%	1,029円	1,029円
	神奈川県	厚木市	225,503	厚木市公契約条例	神奈川県	90%	1,016円	1,016円
	愛知県	豊橋市	374,483	豊橋市公契約条例	愛知県	77%	974円	913円
	愛知県	豊川市	182,436	豊川市公契約条例	愛知県	75%	910円	910円
	兵庫県	三木市	77,310	三木市公契約条例	兵庫県	90%	910円	910円
	兵庫県	加西市	44,352	加西市公契約条例	兵庫県	90%	890円	890円
	兵庫県	加東市	40,332	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例	兵庫県	90%	890円	890円
	高知県	高知市	337,360	高知市公共調達基本条例	高知県*	80%		819円
	福岡県	直方市	57,180	直方市公契約条例	福岡県	80%		877円
8都県	22	6,992,961		(*は2018年度単価の適用)				

\*令和2年7月現在では、東京都（新宿区と杉並区）でも条例が制定され、8都県24自治体となっています。



## ◆令和元年度・賃金アンケート回収状況

	①事業主	②一人親方	③常用・手間 請で働く人	計	回収率%	H30.3月 末 組合員数
阿 東	10	23	17	50	71.4%	70
岩 園	290	494	783	1,567	88.5%	1,771
宇 部	293	664	431	1,388	84.5%	1,642
小野田	103	216	173	492	86.8%	567
吉 南	164	367	337	868	84.3%	1,030
下 松	219	370	477	1,066	87.9%	1,213
熊毛南	15	25	18	58	22.7%	256
下 関	177	599	225	1,001	83.6%	1,197
徳 山	137	320	277	734	97.3%	754
豊 浦	38	84	56	178	96.7%	184
長 門	29	83	34	146	83.0%	176
萩	38	80	47	165	82.1%	201
光	25	60	29	114	47.1%	242
防 府	145	306	247	698	73.4%	951
美 祢	30	81	53	164	96.5%	170
山 口	162	410	340	912	81.1%	1,125
柳 井	47	126	105	278	63.9%	435
計	1,922	4,308	3,649	9,879	82.4%	11,984

## ◆調査結果について（概況）

◎アンケートの回収枚数は、左表のとおり9,879枚でした。回収率は昨年と比べ0.1%減の82.4%となりましたが、過去最高の回収枚数となりました。令和元年賃金実態(全職種平均)は、事業主の支払い賃金が昨年より271円増の14,074円、一人親方の受取賃金が291円増の16,224円、常用・手間請で働く人の受取賃金が135円増の12,699円となりました。また、一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均日額(全職種)は14,700円。昨年と比較すると96円増となりました。

◎賃上げの有無では、常用・手間請の人については上がったと答えた方が754人、下がったが27人となっています。一人親方については、上がった(上げた)と答えた方が174人、変わらない3,712人、下がった(下げた)217人、また、事業主については、上がった(上げた)516人、変わらない1,264人、下がった(下げた)が6人となりました。

◎年収(ボーナス・手当等を含めた総額)の全職種平均額は、一人親方が450万円(昨年432万円)、常用・手間請で働く人が370万円(昨年362万円)という結果になりました。

◎見積書の中に法定福利費を請求している事業主は24%となり、一人親方は健康保険料・国民年金保険料等にかかる経費を請求している方は27%となっています。しかし、公共工事設計労務単価が7年連続引き上げてるものの、公共工事に携わった方を対象にした調査の結果では上がったが216人(9%)で、変わらずが2,032人(89%)、下がったも48人(2%)となり、現場まで行き渡っていない状況が続いています。

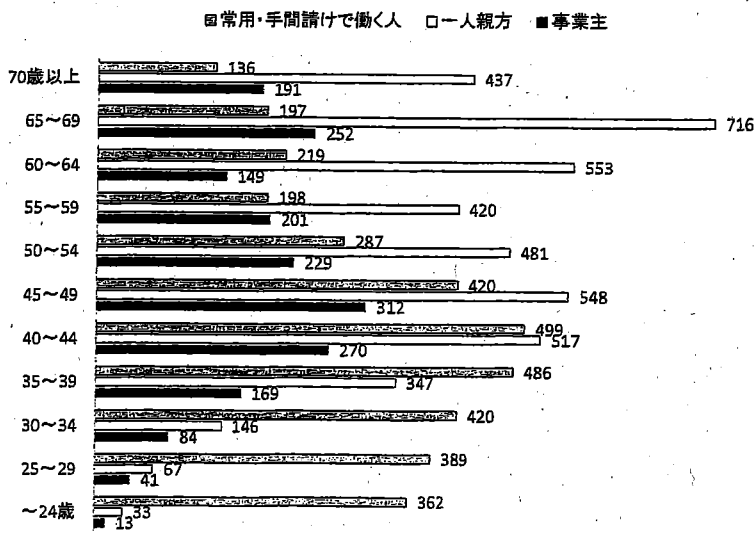
◎土曜休日は常用・手間請の人をみると、月1回以上土曜日が休日になっている人は、全体の半数の51%です。また、建設業退職金共済制度については、事業主137人、一人親方523人、常用・手間請で働く人600人もの人が「建設業退職金共済制度(建退共)を知らない」と答えています。引き続き制度の周知をはかる必要があります。

## ◆令和元年 賃金アンケート集約数の内訳

(単位/人)

集約数合計	大工職集約数				各職集約数				職種未記入者数			
	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計
9,879	257	1,117	295	1,669	1,514	2,867	3,058	7,439	151	324	296	771

### 年齢別アンケート集約数の内訳

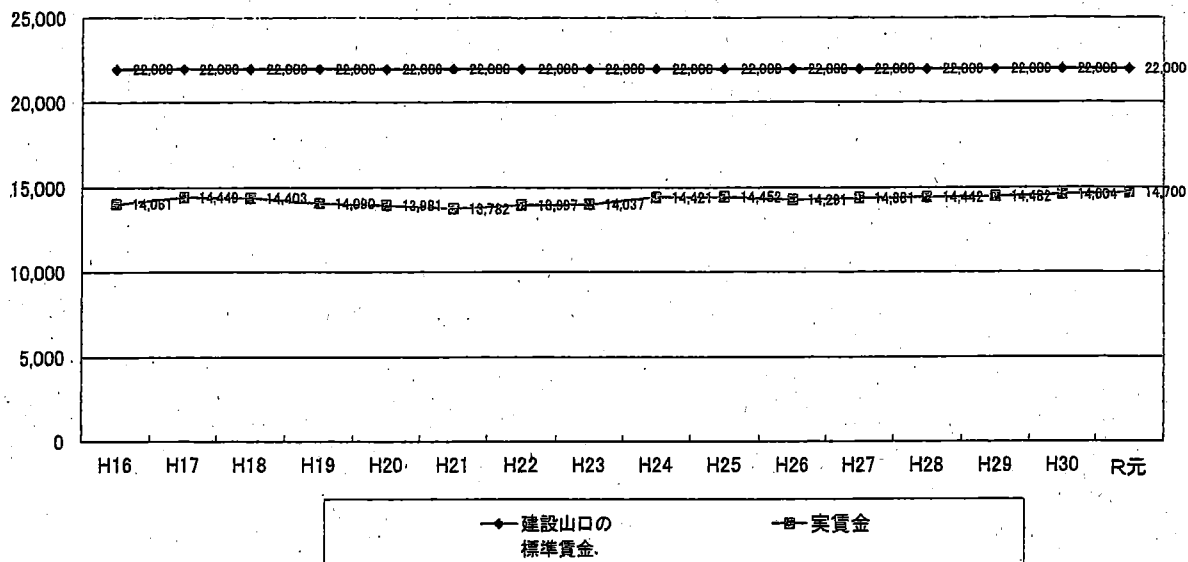


# ◆「建設山口の標準（目標）賃金」と「実賃金」の推移と比較

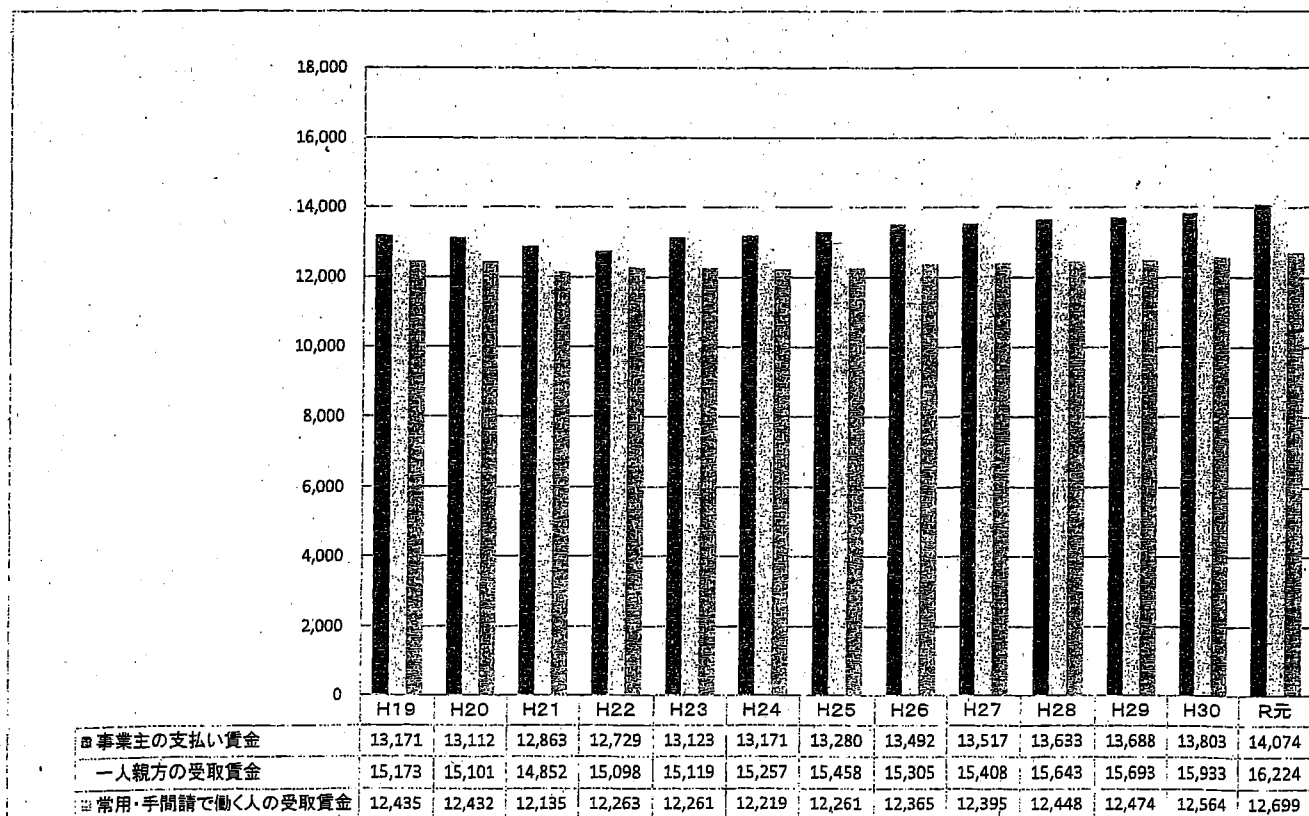
単位/円

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	
建設山口の標準賃金	24,000	24,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
実賃金	14,445	14,647	14,439	14,061	14,449	14,403	14,080	13,981	13,782	13,997	14,037	14,421	14,452	14,291	14,381	14,442	14,482	14,604	14,700	14,700

※実賃金はアンケート調査の一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均(全職種)



# ◆賃金実態（全職種平均）



# 平成 26～令和元年度 賃金アンケート

## 公共工事 賃金調査(建設山口)

◆公共工事設計労務単価が引き上がって現場へ反映されているか◆

### 1. 公共工事(下請を含む)をしましたか?

		回収枚数	はい	割合
① 事業主	H26	1,727	539	31.2%
	H27	1,748	565	32.3%
	H28	1,846	546	29.6%
	H29	1,898	577	30.4%
	H30	1,961	568	29.0%
	R元	1,922	555	28.9%
② 一人親方	H26	4,045	714	17.7%
	H27	4,099	777	19.0%
	H28	4,215	820	19.5%
	H29	4,315	821	19.0%
	H30	4,251	775	18.2%
	R元	4,308	795	18.5%
③ 常用・手間請で働く人	H26	3,176	907	28.6%
	H27	3,218	915	28.4%
	H28	3,358	975	29.0%
	H29	3,494	1,026	29.4%
	H30	3,610	1,051	29.1%
	R元	3,649	1,082	29.7%
計	H26	8,948	2,160	24.1%
	H27	9,065	2,257	24.9%
	H28	9,419	2,341	24.9%
	H29	9,707	2,424	25.0%
	H30	9,822	2,394	24.4%
	R元	9,879	2,432	24.6%

組合員の4人に1人は公共工事に携わっている  
(1日も含む)

## 2. 公共工事をした方は1日の単価は上がりましたか？

		上がった	下がった	変わらず	備考
① 事業主	H26	29 (6%)	59(12%)	400(82%)	
	H27	75 (14%)	32(6%)	445(80%)	
	H28	68 (14%)	27(5%)	398(81%)	
	H29	52 (10%)	25(5%)	454(85%)	
	H30	58 (11%)	30(6%)	419(83%)	
	R元	60 (12%)	18(4%)	427(84%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
② 一人親方	H26	22 (3%)	93(14%)	562(83%)	
	H27	38 (5%)	70(9%)	656(86%)	
	H28	51 (6%)	54(7%)	699(87%)	
	H29	34 (4%)	29(4%)	751(92%)	
	H30	36 (5%)	26(3%)	695(92%)	
	R元	37(5%)	23(3%)	696(92%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
③ 常用・手間請で働く人	H26	32 (4%)	33(4%)	783(92%)	
	H27	66 (8%)	17(2%)	785(90%)	
	H28	83 (9%)	31(3%)	819(88%)	
	H29	77 (8%)	22(2%)	880(90%)	
	H30	105 (10%)	18(2%)	881(88%)	
	R元	119(11%)	7(1%)	909(88%)	

7年連続して公共工事設計労務単価が  
引き上がっているものの89%が変わっていないと回答

		上がった	下がった	変わらず	備考
計 (①+②+③)	H26	83 (4%)	185(9%)	1,745(87%)	
	H27	179 (8%)	119(5%)	1,886(87%)	
	H28	202 (9%)	112(5%)	1,916(86%)	
	H29	186 (8%)	76(3%)	2,085(89%)	
	H30	199 (9%)	74(3%)	1,995(88%)	
	R元	216 (9%)	48(2%)	2,032(89%)	

# 全建総連 第3回新型コロナウイルス感染症による影響調査 集約結果 (賃金対策部 2020.08.25)

回答期間：2020年6月5日～2020年8月11日 回答方法：直接回答 4664 件＋ウェブ回答 435 件＝合計 5099 件

## Q1-1 回答数と都道府県名

Q1-1 事業所がある都道府県	ウェブ	紙	合計
北海道	3	97	100
青森県	10	6	16
岩手県	21		21
宮城県	16		16
山形県	17	71	88
福島県	75		75
茨城県	3	49	52
栃木県	3	62	65
群馬県	2	10	12
埼玉県	44	5	49
千葉県	45	19	64
東京都	30	3,197	3,227
神奈川県	6	128	134
山梨県		53	53

Q1-1 事業所がある都道府県	ウェブ	紙	合計
新潟県	1		1
富山県	1	11	12
石川県	2		2
長野県		44	44
岐阜県	2		2
静岡県	2	39	41
愛知県	54	1	55
三重県	30	87	117
滋賀県	1	43	44
京都府	9	256	265
大阪府	4	1	5
兵庫県	13	78	91
和歌山県	1		1

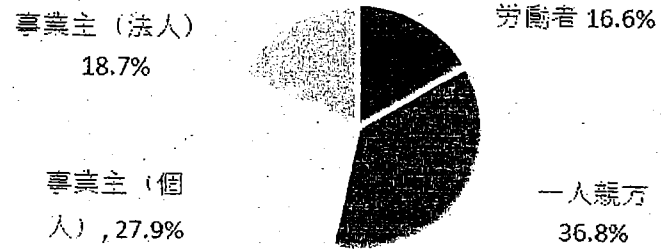
Q1-1 事業所がある都道府県	ウェブ	紙	合計
鳥取県		63	63
島根県	16		16
岡山県	1	28	29
山口県		112	112
徳島県	5	147	152
香川県	1		1
愛媛県	2	30	32
高知県	1		1
福岡県	5		5
佐賀県		27	27
熊本県	1		1
大分県	1		1
鹿児島県	6		6
沖縄県	1		1
合計	435	4,664	5,099

注1：ウェブ回答は県連・組合名を問わないため、上記表では都道府県別で表記している。

注2：紙形式で回答があった埼玉県5件、神奈川県128件、愛知県1件は東京都連の回答に含まれているもの。

注3：紙形式で回答があった大阪府1件は、京都建労の回答に含まれているもの。

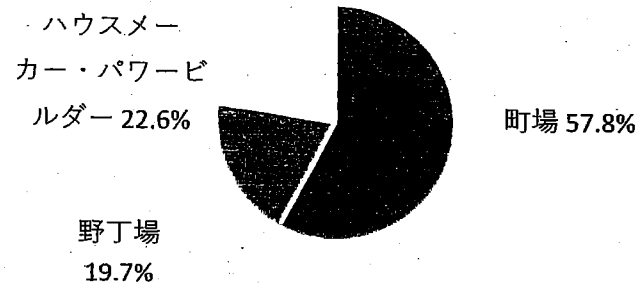
Q1-2 回答者の立場



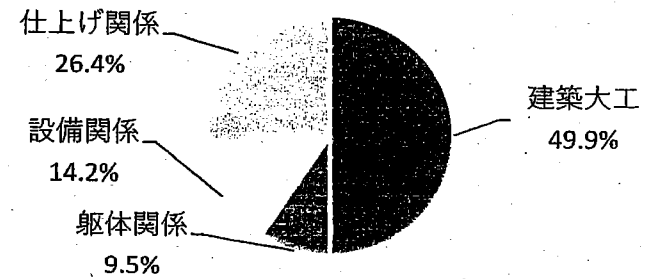
Q1-3 所属事業所の規模 (事業主を含む)



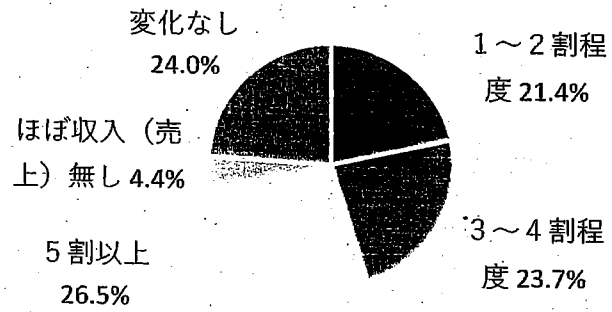
Q1-4 主な仕事先



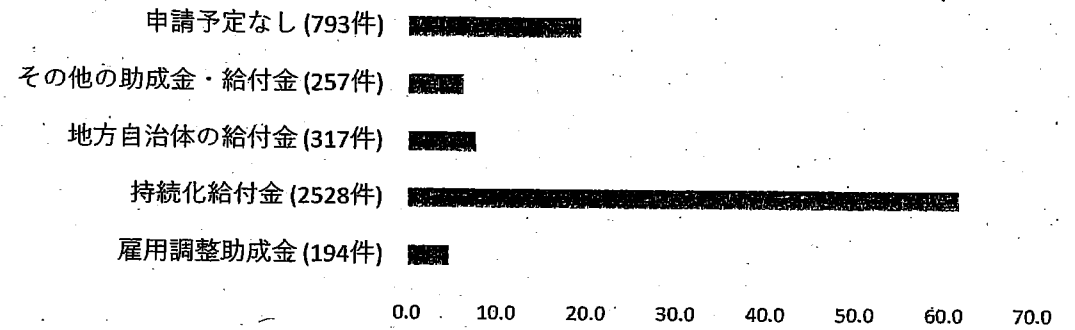
Q1-5 職種



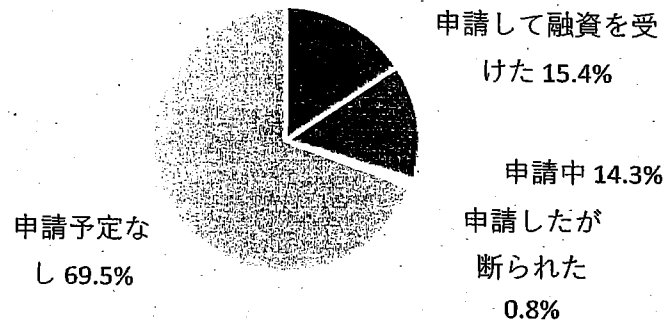
Q2-1 前年同時期と比較して、2020年4月～5月の収入（売上）減少の状況



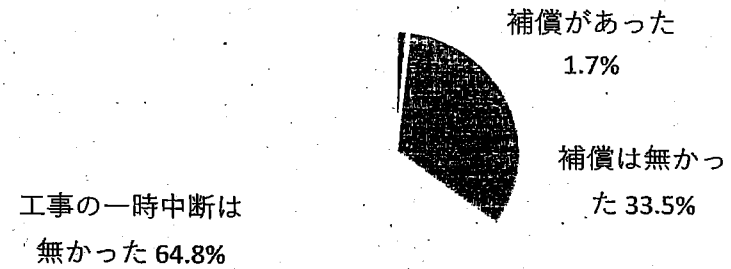
Q2-2 申請した（または申請予定の）助成金・給付金（複数回答。%単位）



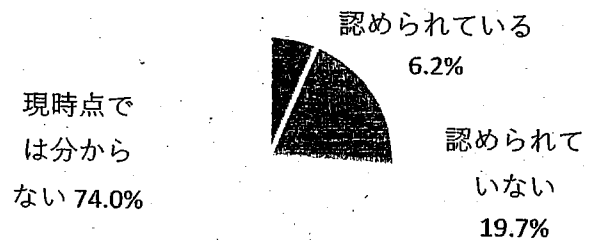
Q2-3 金融機関などへの生活・事業関連の融資申請



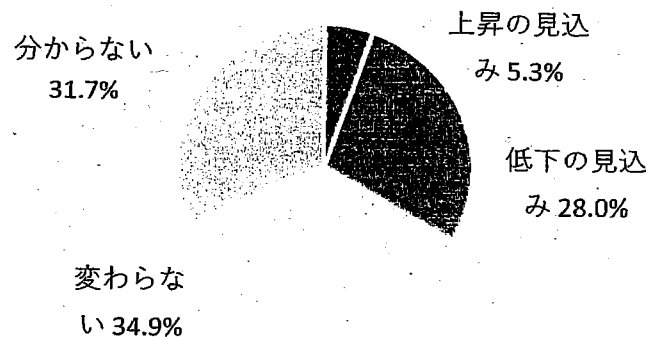
Q2-4 工事の一時中断、現場閉所に伴う補償



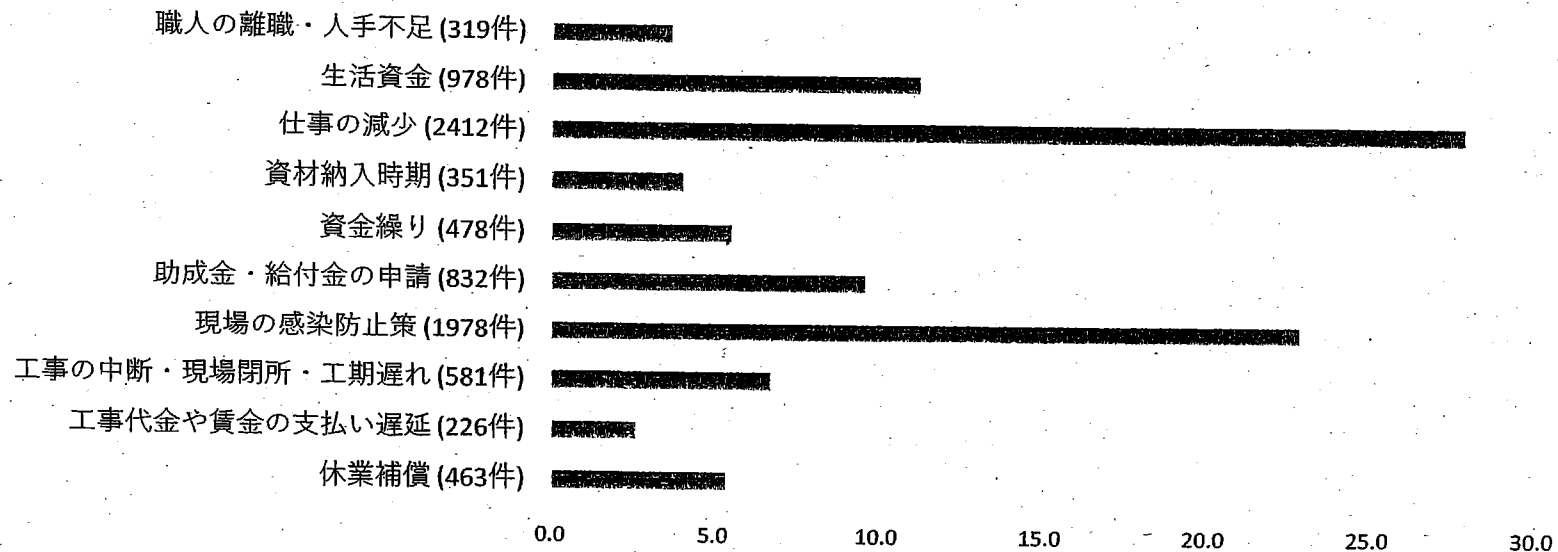
Q2-5 感染防止策に関連する工期・工程の延長、  
労務費（人工）・必要経費等の追加・変更



Q2-6 7月以降の賃金・単価（売上）の見通しについて



Q2-7 新型コロナの影響で、困っていることや不安なこと（複数回答。%単位）





令和2年 11月 5日

山陽小野田市

市議会議員 小野 泰 殿

公益社団法人 厚狭法人会

会 長 島津 博行

### 令和3年度税制改正に関する提言について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

本会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

つきましては、提言の趣旨を充分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



# 令和3年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

## 令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、  
中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、  
コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

# 目 次

〈はじめに〉

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方	1
1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化	
2. 社会保障制度に対する基本的考え方	
3. 行政改革の徹底	
4. マイナンバー制度について	
II. 中小企業が事業継続するための税制措置	5
1. 法人税関係	
2. 消費税関係	
3. 事業承継税制関係	
4. 相続税・贈与税関係	
5. 地方税関係	
6. その他	
III. 地方のあり方	10
IV. 震災復興等	12
V. その他	12
1. 納税環境の整備	
2. 租税教育の充実	

## 《はじめに》

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的流行に飲み込まれ、未曾有ともいえる危機的事態に直面した。感染リスク防止など社会的要因により、需要が一気に蒸発するなど経済社会活動がほとんど機能不全に陥ったのである。

このため、これまでの経済危機に対する政策は通用せず、個人の生活や中小を中心とした企業の経営に対する財政支援という社会政策を優先せざるを得なかった。また、感染収束の見通しが不透明になったことから、当初想定されたV字回復は困難となり、企業も個人も新型コロナウイルスの存在を前提とした「新しい日常」への対応を余儀なくされている。

こうした状況を背景に税財政改革が一時棚上げ状態となる中、新型コロナ対策を目的とした二次にわたる今年度補正予算で約58兆円近い赤字国債を追加発行するなど、財政の悪化は急速かつ深刻化する形となった。しかも本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2020）は、国家的課題である財政健全化について、堅持してきた2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を明記しなかった。追加発行された国債の返済計画についても明確な言及はなかった。

新型コロナ対策については先進各国も多額の国債を発行しているが、多くの国は返済計画の議論に入っており、我が国の財政規律の緩さが際立っている。せめて返済財源については新型コロナ収束後を見据えつつ、現世代の負担で解消するよう早急に議論を開始すべきであろう。

今回のコロナ禍では、ほかにも我が国経済の弱点があらわになった。デジタル化対応の遅れや中小企業をはじめとした経営基盤の脆弱さなどである。コロナ収束後に向け、禍を転じて福となすべく規制改革や税財政上の対応を積極的に進め経済再生に取り組まねばならない。

## 《基本的な課題》

### I. 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革は、一時棚上げ状態となった。新型コロナウイルスの大流行という非常事態への対応を最優先しなければならなかったからである。この結果、今年度の国債新規発行額は当初予算の32.6兆円に一次、二次の補正予算で57.6兆円が追加され90.2兆円に上っている。

すでに、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を越し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化している。歴代政権の多くが社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランスを放置し、平時でさえも財政健全化を怠ってきた結果である。

そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せされるわけである。いくら用途が国民生活支援と中小企業をはじめとした企業の収入補填などの危機対応策が不可欠だったとはいえ、財政規律は完全にタガが外れた状態と言わざるをえない。このままでは財政破綻が現実のものとなろう。返すがえすも財政健全化に対するこれまでの政治の怠慢が悔やまれる。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

また、新型コロナ対応で先進各国に比べて遅れが目立ったデジタル化も早急に推進せねばならない。例えば金融や医療、勤務形態などだが、これらは生産性向上に資する分野でもあり、思い切った規制緩和や意識改革が必要になるろう。

一方で、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が160兆円を超えた。また、地方を合わせたPB赤字はGDP比12.8%の67.5兆円と昨年度の赤字14.5兆円、GDP比2.6%から急激に悪化した。

本年7月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」によると、今後の見通しも極めて厳しい。政府が財政健全化目標としていた2025年度のPB黒字化に向けた2021年度の間目標「PB赤字対GDP比1.5%程度」などはクリア不可能となった。

2025年度の黒字化目標についても、成長実現ケースで7.3兆円、対GDP比1.1%の赤字が残り、黒字化は2029年度へと大きく後退するとみている。しかも、この試算は名目経済成長率を3%台と民間予測を大幅に上回る甘い経済前提から導いた数字なのである。

しかし、2025年度PB黒字化の目標を簡単に放棄してはならない。試算は今後我が国が取り組まねばならない本格的な税財政改革を想定したものではないし、新型コロナ対策で追加発行された多額の国債の影響を直接的に受けるわけでもない。なぜなら、PBは財政収支や債務残高対GDP比などの指標と違って国債に関する収支を除外して計算する単年度収支だからである。

我が国は2022年度から団塊の世代の先頭が75歳の後期高齢者に入り始め、社会保障給付の急膨張が見込まれている。本来なら、「社会保障と税の一体改革」で予定された消費税率引き上げ時期などを先送りせず、早期にPB黒字化を達成しておかねばならなかったのである。

コロナ禍というまったく予期せぬ事態に襲われたとはいえ、ドイツなど先進国の多くはそれによって生じた政府債務の負担のあり方について議論に入っている。財政悪化が際立つ我が国がそこから逃げることは許されまい。新型コロナが落ち着いたら、すぐに本格的な税財政改革に乗り出せるよう準備をすることである。

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費に

については厳しく使途をチェックする必要がある。

- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進んでいる。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（2020年度現在は約127兆円）に達する見込みである。また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

この問題は財政と表裏一体をなす最も大きな課題といえる。社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

今国会では年金改革法が成立し、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方等が見直された。しかし、こうした措置では極めて不十分であり、新型コロナ収束後は大胆に医療、介護分野の改革に切り込んでいくべきだろう。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。



- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

昨年の消費税率の引き上げに続き、新型コロナウイルスの感染拡大など、国民の生活に過重な負担がかかっている。今般の国会議員の歳費2割削減は国民への配慮とされたが、この程度では極めて不十分であり小手先のパフォーマンスとの誹りは免れまい。地方議員も国会議員以上の報酬削減が求められる。

新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃

金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらに、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながろう。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要課題である。たとえばデジタル化によって世帯収入などさまざまなデータが迅速に収集できれば、社会保障や税の新たな制度設計などに役立つからだが、それには広範な国民的議論も必要となろう。

## II. 中小企業が事業継続するための税制措置

### 1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

## ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

## (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

## 2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾

力的な対応が求められる。

### 3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

### 4. 相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

## 5. 地方税関係

### (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

### (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

### (3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

### (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

## 6. その他

### (1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

### (2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

## III. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらないからである。

こうした視点に立って、近年、そのあり方が問われている「ふるさと納税制度」をみてみよう。今般の制度改正では過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体を制度の対象外にすることができるよう見直しが行われた。これを不服とした一部自治体が国に対する訴訟で勝訴したが、争点はあくまで制度の

運用についてであり、制度そのものではなかったことに留意すべきであろう。

そもそも、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、本来の趣旨に沿ったさらなる見直しが必要である。

また、新型コロナ対策の財源をめぐる議論では、地方の財源不足のみが強調されがちだが、財政的には国の方がはるかに悪化している事実を忘れてはならない。緊急時である現在は国の支援が欠かせないにしても、今後の税財政改革には感情的ではない冷静かつ客観的な議論が必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。



## IV. 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

## V. その他

### 1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

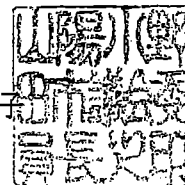
### 2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

令和2年(2020年)9月18日

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

広聴特別委員長 吉 永 美 子



申入書

市議会モニターから提出された別添の意見については、広聴特別委員会を担当委員会とし、回答しました。しかし、下記の案件については、議会運営に関することになるため、議会運営委員会で議論していただきますよう申し入れます。

記

- 1 自由討議の在り方
- 2 継続審査の在り方



モニターからの意見

議会の考えと対応

議会モニターからの意見（5）

1、3月1日広聴特別委員会の議論を聞いて

議会モニター（以下モニター）の意見について審査された広聴委員会を傍聴しました。

(1) 広聴特別委員会の役割は何ですか。

山陽小野田市議会モニター設置要綱第8条2項は「意見の送付を受けた広聴特別委員会は、当該意見について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に関するものであるときは、広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする」とあります。つまりモニターから出された意見は、他の委員会の所管に関する意見を含めて、検討する主体は広聴委員会ではないのですか。

ところが現状の広聴委員会の役割は、各所管の委員会にモニターの意見を割り振る作業だけのようにみえます。所管の委員会から出された意見を含めて、モニターの意見を踏まえた議会内の対応等について議論、検討していくのは、広聴委員会が主体的に行うべきなのではありませんか。

(2) 私たちは回答をもらいたいものではありません。

モニターの役割は、市議会の「活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させる」（設置要綱第1条）ことが目的なのではありませんか。しかし現状はモニターから出された意見に「どう回答するか」が議会側の対応になっていませんか。私たちは回答が欲しいものではありません。

現状の議会活動に関してモニターからの意見・提言を受けて議論していただき、議会活動の改善に反映させてほしいのです。そのことこそ「市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため」（設置要綱第1条）の市議会の本来のあり方ではないでしょうか。

(3) 広聴委員会の意見の取り扱いについて。

民福委員会での「自由討議」のあり方について議会基本条例上どうなのかと疑問を提起したら「事実」だと認定はされました。しかし広聴委員会では少なくとも議会基本条例等の条文に沿って検討し、委員間で解釈が別れた場合、議会運営委員会に議論を委ねるといった判断はできなかったのでしょうか。

また委員長裁定による「継続審査」の決定に関して、「委員長個人の考え方なので、議会として回答すべきではない」と結論付けました。ある市議会では議案を「付託された委員会が、議会の会期中に審査を終了させることが困難な場合に…」議会の議決によって、継続審査の手続きとなる（小浜市）とあります。会議規則等の解説でも基本的に同じ見解をとっています。

委員長の委員会運営は決して「個人的」なものではありませんし、前段の「自由討議」とセットで継続審査が決定されています。特に委員長裁定により「継続審査」が決定された場合は、委員長の判断が「継続審査」の結論となるためその判断が問われて然るべきではありませんか。今回の場合「審査不十分」と委員長が判断した根拠は何か。会期末まで数日残したうえ午後4時前に「継続審査」の結論を委員長が出した意味が問われるのは当然です。

貴重な御意見を提出いただき、ありがとうございます。  
頂いた意見については全議員と共有し、障害者用傍聴席や市議会傍聴規則など、議会運営委員会で議論している事項については意見を参考にし、広聴の役割や自由討議の在り方、継続審査の在り方、請願と陳情の取扱いなどについては、今後、広聴特別委員会で議論し、結果については報告します。

2、4月19日の議会運営委員会を傍聴して

(1) 議会運営委員会の議論の進め方について。

議運の「議論」の仕方やあり方について考えてみました。各党派の見解や態度表明にはなっていない。「議論」になっていないのです。傍聴者の氏名・住所の記入に関しても、委員長は各委員に順繰りに見解を述べさせるだけで、市の個人情報保護条例の立場から妥当なのかどうかの議論をせず、「一致しないので継続とします」と取りまとめました。これでは何回「議論」しても同じことで、議論は深まりません。

議会運営委員会は他の委員会と違って、執行部を参与に呼んで質疑することではなく、ほとんどの場合議会事務局だけです。議会改革に関してもこれまで議会事務局との「共同作業」と言われてきました。もっと議員間や事務局との積極的な「自由討議」が必要なではありませんか。議運は最上位に位置付けされている委員会なのに、この低調な「議論」は何なんですか？

(2) 「障害者用」傍聴席の取り扱いについて。

「障害者用」傍聴席を「多目的」傍聴席とする取り扱いに関する議論を聞いて変な議論だと感じました。誰も利用しない「身障者用」傍聴席だから問題提起した訳ですが、この傍聴席を「多目的」と名称を変更しても、ほとんど利用されたことのない傍聴席なのに「利用者がたくさんあったら」などと、為にする議論にしか聞こえません。それは一度も使われたことのないデッドスペースをどうやったらなくせるのかの視点がないからです。市議会議員のみなさんは実際にこの「多目的」傍聴席に入られたことがあるのでしょうか。設置以降、誰も座ったことがないのに、変な議論をしているとしか思えません。ぜひ一度この席に座ってみたい。大きな音のする自動ドアを開けて、会議中の全員が自分を注視するような傍聴席に誰が入りますか？

(だから傍聴席の改善措置が必要だと提言したのです)

市議会は障害者に優しい「あいサポート」に取り組んでいると宣伝していますが、障害者や市民の気持ちや感覚が本当に分かろうとしておられるのか大いに疑問です。名称の変更くらいでは傍聴者は誰も利用しないと思います。

(3) 「市議会傍聴規則」に関する議論を聞いて。(その1)

ある議員が「傍聴者の管理」という言葉を使っていました。この議員は上から目線で市民を管理しようというのでしょうか。自分の「選民意識」の方をまず何とかして欲しいものです。市民との関係を改善し、垣根をなくそうと始まった議会改革が10年前に逆戻りしたような錯覚を覚えました。

傍聴者の住所・氏名を記入させ保有することが、市の個人情報保護条例との関係でどうなのかと提起されているのに、条例の解釈や議論すらともにされない。山陽小野田市の行政審議会ですえ既に傍聴者の住所・氏名の記入は廃止されており、北海道芽室町など議会改革先進地の議会では傍聴者との関係改善のために「傍聴規則」の見直しを行っています。そのような変化さえ見ようとせず「傍聴者の管理」とはいかにも時代錯誤の感がします。

(4) 「市議会傍聴規則」に関する議論を聞いて。(その2)

各委員の見解表明の中で「県議会はどうなのか？」と事務局に尋ねた議員がいました。まだこんな「議論」しかできないのか、悲しくなります。

山陽小野田市議会は議会改革の先進地を参考にし目標としてきましたが、県内他市に議会改革のモデルはほとんどなかったのです。そのような山陽小野田市議会独自の議会改革を進めてきた歴史を無視して、それも議会改革度「全国最下位」の山口県議会のやり方を「参考」にしようなどという議論そのものがナンセンスではありませんか。(3) (4)の議論を聞いていると、議会基本条例の条文だけでなく、作られた背景や歴史等を理解していない議員が議会の運営に関わっていることに大変懸念を持ちます。

3、請願と陳情の取り扱いの差異について

(1) 陳情はなぜ議題とされないのでしょうか。

山陽小野田市議会会議規則第145条は「陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする」とあります。それなのになぜ請願は「議題」とされるのに、陳情は「議題」とならないのでしょうか。

陳情に関しては議運で調査委員会が決定され、担当委員会が審査を行います。市民から出された陳情に関しては参考人招致も含め、陳情者からの意見聴取も行われています。しかし議案ではないため結論を出すかどうかも含めて委員会に任され、一定の結論が出た場合でも本会議では「所管事務調査」としか報告されることはありません。陳情の取り扱いに関して改善の必要があるのではないのでしょうか。(参考 5月7日付西日本新聞)

(2) 産業建設委員会の議論を聞いて。

3月議会に提出された「地方卸売市場」の陳情に関して、担当委員会の議論は聞いていて大変低調です。先日の質疑の中で「中央青果(株)は第三セクターなのか」などという質問がされていましたが、議員がこの程度の認識では議論そのものに期待が持てなくなります。

市場の唯一の卸売会社である中央青果(株)の運営に関して、重大な疑問が出され、税理事務所に監査が依頼され報告書が提出されましたが、第三セクターであるため議会側にはいまだにその報告書は未提出の状況です。過去、多くの自治体で第三セクターの経理、運営に関して、議会や市民から様々な疑惑が持たれ、情報公開と疑惑解明を求める運動や歴史等を背景にして地方自治法施行令第152条が設けられ、平成23年には新たに出資金4分の1以上の法人等にも拡大されました。市民に対して秘密裏に処理されてきた第三セクターの内実を、これらの条文を根拠に議会が率先して解明するチャンスにする必要があります。それは議会基本条例第1条、第2条4項、第8条、第10条、第18条等にも明確にされていることです。だが残念ながら担当委員会にはそのような意欲があまり強く感じられません。陳情が議案とされていないため議論が低調だとは思いたくないのですが。

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニターからの意見（４）          &lt;12月議会と1月に開かれた委員会を傍聴して&gt;</p> <p>1. 12月17日、19日の民生福祉委員会を傍聴しました。</p> <p>(1) 17日の委員会では質疑のあと自由討議に入りました。しかし議論が噛み合わず暫時休憩後、再開ののち延会となりました。その後19日に再開され再び自由討議が行われましたが、時として執行部への質疑も行われ、質疑と自由討議の境目がよく分からない委員会運営が行われました。その後「継続審査」の動議が出され、可否同数となり委員長裁定により継続審査が決定されたのであります。</p> <p>(2) 議員間の「自由討議」は何のために行われるのか。この件は民福委員会だけにとどまらず議会の中では共通認識とされているのでしょうか。議員がそれぞれ持論を「自由」に議論しているという印象を持ちましたが、「自由討議」には一定のルールが必要なではありませんか。</p> <p>(ア) 議会基本条例第6条2項「…審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます」とあるように、質疑終了後に自由討議に移行することを基本としています。しかし委員長は質疑終了を宣言せず、自由討議のまま延会。19日に委員会再開後も自由討議の合間に執行部への質疑を行うという手法が取られました。</p> <p>(イ) 何のために「自由討議」を行うのかが理解されていないのでは。自由討議は「論点の整理など」により「合意形成」を図ることが目的なのに、議員が好き勝手に議論するだけで、合意形成の努力がされているとは思えません。委員長からも自由討議のルールが示されませんでした。</p> <p>(3) 「継続審査」の動議が出され、可否同数で委員長裁定により継続審査が決定されました。委員長が継続審査に賛成する根拠はなんでしょう。議会運営上、委員長は会期内に審議を終え結論を出す責任があります。委員会内の多数意見が継続審査であれば問題ありませんが、委員長自身が「審査が不十分」という結論を出すのなら、なぜ17日、19日の委員会を時間延長をしてでも徹底審査をされなかったのか疑問です。</p> <p>(4) 継続審査の動議の理由として「斎場の名称問題と使用料」があげられました。19日には副市長が「条例には愛称は入れない」と実質的な責任者が出席し、答弁したにもかかわらず、「納得できない」と同じ議論が繰り返されました。使用料についても論点の整理や一致点を模索する議論にはならず、なぜ「継続審査」だったのか最後まで理解できませんでした。</p>	<p>委員会運営や自由討議についての貴重な意見として承ります。</p> <p>モニターからの意見については全議員に送付し、今後は分かりやすい委員会運営に努めます。</p> <p>なお、自由討議については、議会基本条例の検証作業に当たって議員全員の意見を聞き、自由討議の在り方について考えていきます。</p>

2. 1月22日の議会運営委員会を傍聴しました。

(1) 「日の丸を議場に掲揚を求める」要望書の取り扱いに関して、共産党、公明党の無所属議員も含めて各会派から意見が述べられた後、大井委員長は「議場の統理権は議長にある」からと「議長一任」を提案しました。議運としてこのような議事運営はこれまでなかったことです。

議長の諮問機関である議運では、議会運営上の諸問題や議長の統理権に係わる問題であっても、政治的あるいは思想・信条に関する諸問題は「全会一致」を原則としてきたはずで、「議長一任」の提案そのものはそのような議運の基本方針を根本から変更するものではありませんか。

(2) この件に関して議運の議論は「議論」とは言えません。反対意見を述べた2つの会派以外は最初に賛成意見を述べた会派の意見に「右に同じ」と言っただけです。議運が会派間の「意見調整機関」といっても、これでは議運自らが「議論の低調な議会」を実践していることになりませんか。各会派の議員が「会派の意見」を言うだけでなく、「この議案をどのように取り扱ったら良いのか」がなぜキチンと議論がされなかったのですか。

(3) 少なくとも2つの会派は明確に「反対」を表明しました。しかし大井委員長の「議長一任」提案をなぜ「異議なし」と同意してしまったのでしょうか。これは明確にされなければいけないと思います。

このたびは議長の独自判断ではなく、会派及び無所属議員の意見を参考にすべく議会運営委員会を開催し、意見を求めたところです。

また、議場に国旗を掲揚するかどうかを決める権限は、議長の事務統理権に基づくものとされており、議会運営委員会にはその権限がありません。

その結果、当委員会の基本原則としている「全会一致」で議長に一任することを結論付けました。全会一致となる結論がこのたびの決定であり、基本方針を根本から変更するものではありません。

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="257 316 772 352">議会に関する説明会の開催について</p> <p data-bbox="168 400 1736 480">私は市議会に興味があり、今回市議会モニターに応募し、初めて、1年間モニターとして活動することになりました。</p> <p data-bbox="168 485 1736 644">7月2日には委嘱状交付式があり、その中でモニターとしての職務の簡単な説明の後、「意見交換会」が開かれましたが、私には「意見」を言うには基本知識がなく、プレッシャーを感じました。市議会のことを知っている人にとっては当然分かることなのかもしれませんが、私も含め、新たに就任した方々の中には議会の「いろは」も分からない人が多いのではないのでしょうか。</p> <p data-bbox="168 651 1736 730">そこで提案です。9月定例会が始まる前に説明会を開催し、希望者に議会の基本的なことを理解する機会を設けて頂ければ、大変参考になると思います。</p> <p data-bbox="197 778 936 1155">具体的には、 そもそも、議会はどこにあるのか 会議の年間日程 事前申し込み、身分証明書がなく、傍聴出来るか 定常的に取り上げられる議題（例：予算） 最近の注目・重要議題 委員会にはどんなものがあるか 通常取り上げられる案件 最近の注目・重要案件</p> <p data-bbox="168 1203 1736 1321">希望者には、できるだけ参加していただけるように、数日に分けて開催されることを希望します。一方で、そちら側の負担を小さくするために、説明側は、最小限で良いと考えます。その代わりに、即答できない質問に関しては、「後日回答」で良いと思います。そうすることで、開催回数が増やせると考えます。</p>	<p data-bbox="1809 316 2033 352">広聴特別委員会</p>



モニターからの意見	担当委員会
<p>初めての意見交換会について、その他意見</p> <p>7月2日(木)の18時00分から市役所の大会議室で「市議会モニター委嘱状交付式・意見交換会が開催されました。</p> <p>委嘱状交付式において小野泰山陽小野田市議会議長より委嘱状を賜り、市議会モニターとしての役割を改めて実感し、考えさせられました。</p> <p>自己紹介の時にも申し上げましたが、山陽小野田市の政を、どのような展望をもって運営されているのか興味があり、モニターに応募させていただきました。</p> <p>初めてのことで何も理解していないので、説明を求めましたところ、翌日には早々に市議会の仕組みやホームページについての御説明が事務局より送られてまいりました。そこで早速ホームページを見させていただきまして、市議会の皆様が意見交換・質疑応答などをされて、議論を尽くされていることを知りました。ホームページを拝見するまでは、皆様方には失礼ですが、ちょんちょんと手打ちに近いような運営がされているように考えておりました。</p> <p>そのような訳で意見交換会では礼を欠いた物言いとなりましたので、意見交換会終了後にお詫びをさせていただきました。</p> <p>また、皆様方が真摯に市政に取り組みまれていることを知り、市議会に対する信頼が増しました。</p> <p>2日の意見交換会の時点では、上記のことを存知しておらず、翌日になり皆様方に対する非礼な物言いをより深く反省している次第です。</p> <p>前振りが長くなりましたが、本題の意見を述べさせていただきます。</p> <p>①意見交換会でも申しましたが、ここ何年も開催されていないとお聞きした「政策討論会」を早々に再開していただきたいと願います。</p> <p>②議事録は必要と考えますが事務局に作成時間がないのであれば、録音でも宜しいのではないのでしょうか。</p>	<p>議会運営委員会</p> <p>議会運営委員会</p>

書面にしても録音にしても、紛失したといったことが発生しないように、何箇所かに分散して保管してはいかがでしょうか。

市役所内での会合であれば、どのような会議であれ記録を残しておくべきではないでしょうか。公の会合の記録がないのは問題があると思いますので、このようなことを徹底して習慣付ければ、大切な会議の議事録を作成していないとか、紛失したとかいう問題も無くなるのではないのでしょうか。

3日の日にホームページの過去の議事録を拝見して、その中で『議事録を作成していなかった』とか言って、肝心な裏付けの入手ができないという信じられない事態に至っていました。『聞かなかった』、『記憶にない』等々、このような事が許されるのでしょうか。これこそが市政に対して疑念を持たれる原因ではないのでしょうか。

③市議会議員の方と市議会モニターの方の着席する席を決められて、会議前に配布される次第に席配置図を添付していただければ、目の悪い私には有り難いです。しかし、事務局の手を煩わすことになりましたが、ご一考いただければ幸いです。【発言者の方のお名前が見えないので、どなたが発言されたのかが分からない。】

広聴特別委員会

モニターからの意見	担当委員会
<p>議会モニターからの意見（1）</p> <p>&lt;議会モニター意見交換会について&gt;</p> <p>1. 公開は「議長が必要と認めれば」いいのでは</p> <p>7月2日新議会モニターの意見交換会が開かれました。意見交換の中で委員長は「意見交換会は非公開で議事録も作らない」と言われました。</p> <p>しかし、山陽小野田市議会基本条例第5条では「議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします」とし、第25条では「議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため」として議事録等の公開事項を列記し、本会議や委員会記録の他、第9項に「その他議長が必要と認めたもの」をあげています。</p> <p>(1) 「会議公開」と「議事録公開」は同じものですか？</p> <p>議会基本条例第5条は「本会議のほか委員会等」を原則公開としています。つまり秘密会を除いて議会の公的な会議は全て公開が原則ということです。第25条は「市民への情報提供等を図る」として議事録等の公開項目を列記しています。これは議会事務局の体制や能力のほか、市民への議会情報の公開サービスを限定的にしたものといえます。だから「議事録等の公開」が限定的であるからといって「会議の非公開」とはなりません。</p> <p>また、山陽小野田市情報公開条例第2条では議会も実施機関として情報公開請求の対象とされ、第2項では公開請求の公文書とは「職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録」とされています。つまり議事録等の公開は日常的な議会の行政サービスとして公開項目を列記し、限定的に市民に提供することは条件や環境により一定の限度はあるものの、市情報公開条例による公開請求の対象であることも明確であります。</p> <p>(2) 非公開は委員会の決定ですか？</p> <p>意見交換会の中でも「過去の意見交換会等の議事録を読んで問題点を知りたい」との意見が出されましたが、残念ながら過去の議事録は作成されていません。委嘱状交付式と意見交換会という議会の公式行事を非公開とすることは、事前に広聴委員会の中で決定がされていたのでしょうか。</p> <p>また、委員長の一存で「議事録は作成しない」ことが決められるのでしょうか。</p> <p>(3) 意見交換会の冒頭に「非公開」の確認作業が必要ではないですか？</p>	<p>広聴特別委員会</p>

意見交換会を「非公開」とするのは、①参加した市民が萎縮して意見が出しにくくなるため。②参加した市民全員の合意が得られていないため。の2点が理由として挙げられています。しかし出席した市民は皆さん堂々と発言されているのに、逆に議員の方が「萎縮」して誰からも意見が出されなかったように見えました。少なくとも意見交換会の冒頭に、委員長が出席者に対して「非公開にしたい」「議事録も作成しない」ことを諮って、公開・非公開や議事録作成の是非を決めるのが筋ではありませんか。

広聴特別委員会

<意見交換会の運営について>

2. 委員長が受け答えするだけでは「意見交換会」になりません

2年前の意見交換会では、各委員からも様々な意見が出され意見交換が行われました。しかし今回は全て委員長が答弁し「私の発言に異論があれば他の委員から意見が出されるでしょう」と言われました。こんな意見交換会はありません。11名の委員会で意見を言っているのは委員長だけで、他の議員からは一言の意見も聞かれませんでした。これでは何のための意見交換会かわかりません。新しくモニターになられた市民は議会のルールが不案内だけでなく、議会や議員に対してそれなりの思いや質問があり、親しく意見の交換をしたいとの思いで出席されていたのに、こんな運営は改善がされる必要があるのではありませんか。

広聴特別委員会

<主催者として新型コロナ対策はどうされたのでしょうか>

3. 主催者の自覚があるのですか？

(1) なぜ事前のチェックをしないのですか？

意見交換会は自粛ではなく正式の委嘱状交付式・意見交換会として開催されました。冒頭に委員長から「新型コロナ感染防止」のため時間短縮の報告がありました。しかし「新型コロナ感染防止」を言うのなら少なくとも、参加者に対して事前の検温等のチェック位は必要ではありませんか。

今後、市議会が主催して行う「議会カフェ」等の様々な行事を行う場合も「新型コロナ対策」は避けて通れない問題だと思います。

(2) 「傍聴の自粛」の張り紙だけで良いのですか？

本会議場や委員会室のドアに「傍聴の自粛」を要請する張り紙がされています。それでも傍聴したいという市民を強制的に止めることはできませんが、その場合に傍聴する市民に対する必要最低限のチェックができる用意が有るのでしょうか。少なくとも「消毒薬」「マスク」「体温測定用のサーモグラフィ」等は用意が必要ではありませんか。